

砂川市条例第22号
令和7年12月9日

砂川市立義務教育学校施設使用条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市立義務教育学校施設使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、砂川市立義務教育学校（以下「砂川学園」という。）のメインアリーナ、サブアリーナ、水泳プール等（以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で、市民の社会教育活動等の場として使用に供することに關し必要な事項を定めるものとする。

(使用可能な学校施設)

第2条 砂川学園において使用可能な学校施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メインアリーナ
- (2) サブアリーナ
- (3) 陸上グラウンド
- (4) 野球グラウンド
- (5) 水泳プール（旧豊沼小学校及び旧中央小学校）

2 前項の規定にかかわらず、校長が承諾し、砂川市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、教室、特別教室その他の学校施設についても使用することができる。

(使用日及び使用時間)

第3条 前条第1項に規定する学校施設の使用日及び使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、校長が承諾し、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前条第2項に規定する学校施設を使用する場合にあっては、校長の承諾を受け、委員会が別に使用日及び使用時間を定めるものとする。

(使用対象者)

第4条 学校施設を使用できる者は、市内に居住する5人以上の団体及びグループ（以下この項において「団体等」という。）であって、当該施設において社会教育活動を行うものとして委員会が認めるものとする。ただし、団体等以外の者であって、委員会が公用又は公共用に供するために必要と認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第5号に規定する水泳プールについては、個人の使用を認めるものとする。

(使用の許可)

第5条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、学校施設の管理運営上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(特別設備等の許可)

第6条 前条第1項の規定により学校施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、学校施設の使用に当たり、特別な設備を設置し、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 特定の政党及びその他政治的活動のための使用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教及びその他宗教的活動のための使用と認められるとき。
- (3) 学校教育に支障を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 学校施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 私的営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、学校施設の使用に当たり、別表第2に定める使用料を委員会に前納しなければならない。ただし、委員会が認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第9条 委員会は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、還付するものとする。

(使用の許可の取消し等)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。この場合において、使用者に損害が生じても委員会は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 法令又はこの条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当する事由が生じたとき。
- (3) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、学校施設の使用を終えたとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに学校施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その責めに帰すべき事由により学校施設又は設備器具等を破損し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(砂川市立学校施設使用条例の廃止)
 - 2 砂川市立学校施設使用条例（平成16年条例第14号）は、廃止する。
- (準備行為)
- 3 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

学校施設の使用日及び使用時間

区分	使用日	使用時間	
メインアリーナ サブアリーナ 陸上グラウンド 野球グラウンド	砂川学園の休業日以外の日	夏季	18時15分～21時
		冬季	17時30分～21時
水泳プール（旧豊沼小学校）	学校教育に支障のない範囲で委員会が認める日	10時から17時30分までの間 で委員会が認める時間	
水泳プール（旧中央小学校）		10時から19時30分までの間 で委員会が認める時間	

別表第2（第8条関係）

学校施設使用料

区分	1時間当たり使用料
メインアリーナ サブアリーナ	520円
第2条第2項に規定する学校施設	100円
陸上グラウンド 野球グラウンド 水泳プール	無料